

大館市観光交流施設「秋田犬の里」 指定管理導入に向けたサウンディング調査に関する質問の回答

No	質問の内容	回 答
1	土産コーナーの収支状況について提示ください。	サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者へ譲渡・貸付及び複製を禁止します。
2	秋田犬のふれあいに参加する飼主への報酬額（時間単位と年間総額）をご提示ください。	サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者へ譲渡・貸付及び複製を禁止します。
3	駐車場の除雪業者に関する費用をご提示ください。	現在は市直営施設であるため、道路及び駐車場は市の除雪範囲に含まれており、その他の玄関前など必要な箇所は職員が実施しています。 指定管理導入後については、本サウンディング調査を基に検討してまいります。
4	施設の運営に携わるスタッフの人数をご教示ください。	令和6年度の秋田犬の里に勤務するスタッフは、館長1人、秋田犬の飼育2人、施設職員5人の合計8人です（いずれも会計年度任用職員）。
5	秋田犬のふれあい営業に必要な資格の正式名称をご教示ください。	現在の秋田犬の里は「動物取扱責任者」が常駐し、施設として「第一種動物取扱業」の認可を受け運営しております。
6	館内の看板・掲示・装飾（パネル・イルミネーション・季節の飾りなど）に関する費用は含まれているでしょうか？ 含まれていない場合はその詳細や金額をご提示いただくことは可能でしょうか。	参考資料「別紙1 施設の概要」には含まれておりません。現地説明会において配布しました資料にある経常経費には含まれております。実績額につきましては、サウンディング調査にご参加いただいた方へ個別にご連絡します。なお、提供する資料につきましては、本サウンディング調査以外の目的での使用や公開、第三者へ譲渡・貸付及び複製を禁止します。
7	指定管理者制度が導入された際、観光課の職員が現在と同じく常駐するかどうかについては選択（検討）することは可能でしょうか？	現在施設に常駐している職員（会計年度任用職員のみ）の継続雇用についても、幅広いアイデアを募り、今後の公募条件や施設の管理に活かしたいと考えております。
8	大館市観光交流施設に関する条例を、管理者が決定した後に協議して改正することは可能でしょうか。	内容により条例改正が可能となる場合があります。市は施設の設置目的達成のため、必要な条例改正等を行います。